

○東京海洋大学課外活動施設使用に関する取扱い

平成29年3月16日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この取扱いは、東京海洋大学課外活動施設（以下「課外活動施設」という。）を本学学生又は学生団体が課外活動で使用する場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者)

第2 課外活動施設は、本学が使用を許可した本学学生又は学生団体に使用させる。なお、学生団体のうち東京海洋大学学生課外活動団体に関する取扱いについて（平成29年3月16日学長裁定。以下「課外活動団体に関する取扱い」という。）第3第2項において認められた学生団体を課外活動団体とする。

(用途)

第3 課外活動施設は別表のとおりとし、次の施設区分の用途により使用する。

- 一 長期使用施設 部室及びその他課外活動に関連する施設で課外活動団体が長期（1年間）に占有又は共同で利用する施設
- 二 短期使用施設 前号以外の施設

(使用日時)

第4 課外活動施設を使用することのできる日及び時間は、年末年始の休業期間中(12月29日から1月3日まで)を除く日の9時から22時(但し、品川地区音出しは21時、越中島地区夜間照明施設は20時30分)までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、休業期間中及び時間外の使用を許可することがある。

(使用手続)

第5 短期使用施設を使用する際は、課外活動団体にあっては、課外活動団体に関する取扱い第4第2号及び第3号の手続きを行わなければならない。

2 課外活動団体以外の学生団体又は学生が個人で短期使用施設を使用する際は、教室その他施設使用願を提出しなければならない。

3 長期使用施設を使用する際は、使用願を毎年5月末日までに申請し、課外活動団体に関する取扱い第5第6号により許可を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第6 学長は、次の各号の一に該当すると認めた場合は、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 使用者の届け出に虚偽の記載があったとき、又は虚偽の届け出によって課外活動施設を使用しようとしたとき。
 - 二 使用者が、使用目的を変更して使用したとき。
 - 三 使用者が、この取扱い及び課外活動団体に関する取扱い等の学長が定めた事項に違反したとき。
 - 四 本学の都合により、課外活動施設を使用するとき。
 - 五 本学の都合により、課外活動施設の清掃及び修繕工事等を行うとき。
 - 六 その他学長が必要と認めたとき。
- 2 使用許可の取消し又は使用の中止によって生じた損害については、本学はその責を負わない。

(遵守事項)

第7 課外活動施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を受けた目的以外の用途には使用しないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 設備の変更、備品の移動・持出し・持込み等を無断でしないこと。
- 四 使用を許可された施設・設備及び備品を転貸しないこと。
- 五 使用後は、清掃、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- 六 火気の使用については、あらかじめ学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係の指示を受けること。
- 七 施設・設備及び物品の破損等の異常を認めたときは、速やかに届け出ること。
- 八 課外活動団体においては、本学が行うサークルリーダーシップ研修会等に参加すること。
- 九 その他学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係の指示に従うこと。

(鍵の管理等)

第8 課外活動施設の各室の鍵は、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係で管理する。

2 部室を除き、課外活動施設を使用する者は、その都度学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係で鍵を借り受け、使用後は直ちに施錠の上、返却しなければならない。ただし、特別な事由がある場合には、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係に申し出てその指示に従うものとする。

(損害の弁償)

第9 課外活動施設の使用業者又は申請者が、施設・設備及び備品等を故意又は過失により破損又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(庶務)

第10 課外活動施設に関する事務は学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係において処理する。

(雑則)

第11 この取扱いの改廃その他必要な事項は、東京海洋大学学生支援委員会規則第2条に基づき委員会の議を経て行うものとする。

2 この取扱いに掲げる関係書類の様式、その他実施に必要な手続き等については、委員会が別に定めるものとする。

附 則

1 この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京海洋大学課外活動施設使用に関する申合せ（平成 16 年 4 月 1 日）は廃止する。

別表

課外活動施設

使用時間	越中島地区	品川地区
9時～22時まで (但し、音出しは21時まで)	課外活動棟（柔道場，剣道場） 部室※ 体育館 85周年記念会館 越中島会館集会室 第1グラウンド 第2グラウンド テニスコート プール 野球場	部室※ 武道場 体育館 大学会館 中部講堂 グラウンド 弓道場 テニスコート プール 野球場 トレーニングルーム

※は長期使用施設